

平成20年度

行政改革の推進について

平成20年2月

富山県行財政改革推進本部

目 次

第1	平成20年度に取り組む行政改革の基本的な考え方	1
----	-------------------------	---

第2 平成20年度に実施する主な行政改革

I	簡素効率化の推進と新たな政策課題に対処するための組織整備	2
II	人件費の抑制	14
III	公の施設の見直し	16
IV	外郭団体の見直し	19
V	事業の点検・見直し	20
VI	職員の能力・資質向上と意識改革	24
VII	県民参加と地方分権改革の推進	27
VIII	今後の推進体制	29

○ 附属資料

別表第1	組織機構の見直し内容	30
別表第2	事務事業の見直し等における主なもの	40
別表第3	行革推進会議からの提言に対する県の対応 (公の施設、外郭団体、試験研究機関、大規模出先機関)	42

第1 平成20年度に取り組む行政改革の基本的な考え方

本県財政については、平成16年度における国の地方交付税等の大幅削減のほか、公債費や福祉・医療関係経費の増大等により、平成17年度予算編成前の段階で約400億円の財源不足が見込まれるなど非常に危機的な状況にあった。このため、平成17年度を「財政再建元年」と位置づけ、職員給与の臨時的減額、集中改革プラン等に基づく職員数の削減等を行うこととした。また、行政改革推進会議を設置し、その提言を踏まえつつ、スリムで効率的な県政の実現を目指し、公の施設や外郭団体の見直し、事業や補助金等の見直し、縮減、公債費の負担軽減、平準化などの行財政改革にスピード感をもって積極的に取り組み、平成19年度予算編成後の段階で財源不足を約165億円まで縮減したところである。

しかしながら、平成20年度においては、県税と地方交付税等をあわせた一般財源総額の大幅な増加が期待できない一方で、新幹線の地方負担や社会保障関係経費の増加、高水準の公債費負担などにより、昨年11月時点で、約221億円の財源不足が生じるものと見込まれた。その後、地方税の偏在是正のための「地方法人特別税」の創設とこれを財源とする「地方再生対策費」の創設などにより、財源不足額は約190億円まで圧縮されると見込まれたものの、依然として厳しい財政状況にあることから、引き続き行財政改革に真摯に取り組んでいく必要がある。

また、行政改革推進会議からは、去る2月1日にこれまで5回の提言を総括する最終提言が提出され、これまで県が提言を受けて実施してきた行財政改革の取組みが検証されるとともに、平成20年度以降の新たなフォローアップ組織の設置や職員一人ひとりの意識改革による不断の取組みの必要性などについての考え方が示された。

このようななか、県としては、今後とも、公の施設、外郭団体、組織の簡素化・効率化、職員数の適正化等に積極的に取り組み、財政再建の努力を継続する必要がある。

一方、財政状況が厳しい中であっても、将来の富山県のためには、「活力」、「未来」、「安心」を柱とする「元気とやまの創造」に向けた取組みを加速し、緊要度の高い事業については、政策の選択と集中の考え方に立ち、戦略的に取り組んでいくことが必要である。

以上の認識に立って、県議会、市町村等のもとより、幅広い県民の理解と協力を得ながら、行政改革を推進し、県民の期待に応えられるよう、県財政の再建の実現を図る。

第2 平成20年度に実施する主な行政改革

I 簡素効率化の推進と新たな政策課題に対処するための組織整備

1 基本的な考え方

経済社会情勢の変化に対応し、県民の目線に立ち現場のニーズを踏まえたスピード重視の県政を進めるため、簡素・効率化の観点から県の組織機構を見直す。

また、新たな政策課題や県政の総合的な取り組みが必要な課題に戦略的かつ迅速に対応するため、事業の進捗や県民ニーズの変化等にあわせ、組織の見直しを行う。

2 平成20年度の主な実施内容

<主なポイント>

—新たな政策課題に対処するための組織整備—

- 1 観光交流と地域振興を一元的に推進するための「観光・地域振興局」の設置
- 2 危機管理体制の強化のため、消防・危機管理課を「消防課」及び「防災・危機管理課」に再編
- 3 医療・福祉の充実を図るための中央病院のがん診療体制・研修医の指導体制・看護体制の強化、看護教育充実のための総合衛生学院の体制の強化、知的障害児施設の指導体制の充実
- 4 新幹線開業後の並行在来線の運営等のあり方の検討などのため、総合交通政策課に「並行在来線対策班」を設置
- 5 開発許可審査・指導強化による住みよいまちづくりの推進のため、建築住宅課に「住みよいまちづくり班」を設置
- 6 農林業施策のソフト・ハード両面を一体的に展開するための農業普及指導センター及び農地林務事務所の統合による「農林振興センター」の設置
- 7 農林水産試験研究機関の企画・調整機能を一元化するための農林水産関係4試験研究機関の統合による「農林水産総合技術センター」の設置
- 8 業務の集約化・重点化等による土木センター、厚生センターの機能の充実・強化

—組織の簡素化、業務の効率化のための見直し—

- 1 共通事務効率化の実施に伴う出先機関の人員体制の見直し
- 2 小矢部川発電管理所の支所化など企業局の組織体制の見直し
- 3 新たな政策課題への対応も含めて一般行政部門では148名の減員(H20.4.1の見込み)

—新たな政策課題に対処するための組織整備—

観光交流と地域振興を一元的に推進するとともに、危機管理体制の強化、医療・福祉の充実等を図るための体制整備を行う。また、農林水産部、土木部、厚生部の大規模出先機関の見直しなど、新たな政策課題等に対処するための必要な体制の整備を図る。

(1) 観光交流と地域振興組織の一元化

① 本格的な少子・高齢化の進展、人口減少時代の到来に対処するため、観光振興・交流人口の拡大、定住・半定住の促進に従来以上に積極的に取り組むことが求められている。

県庁組織をあげてより総合的で効果的な取組みを進めるため、観光・交流施策、定住・半定住施策及びこれらと密接に関連する地域振興施策（地域資源の発掘・ブラッシュアップや賑わい創出の仕掛けづくりによる富山の新たな魅力創造など）を一体的に実施することとし、新たに知事政策室に「観光・地域振興局」を設置する。

同局は、「地域振興課」、「国際・日本海政策課」及び商工労働部から移管する「観光課」を所管する。

また、学会、企業など主催者団体に対し、コンベンション誘致活動を積極的に展開するため、観光課に「コンベンション誘致班」を設置する。

② 観光交流関連事業、地域の賑わい創出事業を円滑に実施するため、観光・地域振興局及び庁内関係課からなるプロジェクトチームを設置する。

③ 中心市街地やがんばる商店街の活性化を積極的に支援し、商店街を中心とした賑わいあるまちづくりを推進するため、商業流通課を「商業まちづくり課」に、また、同課の団体指導係を「企画振興係」に、振興係を「商業活性化係」に改める。

(観光交流と地域振興組織の一元化)

現 行	再 編 後
<p><知事政策室> 室長・危機管理監 — 理事 (略) 地域振興課 — (略) 国際・日本海政策課 — (略)</p> <hr/> <p><商工労働部> 観光課 — (略)</p>	<p><知事政策室> 室長・危機管理監 — (廃止) (略) 観光・地域振興局長 次長 地域振興課 — (略) 観光課 — (略) コンベンション誘致班 国際・日本海政策課 — (略)</p>

② 総合衛生学院の再編

総合衛生学院については、第二看護学科の廃止に伴い、第一看護学科を「看護学科」に改める。また、施設の改築に併せ、臨地実習を重視した看護教育体制を充実するため、同科に「教育運営班」及び「実習指導班」を置く。

③ 知的障害児施設の指導体制の充実

黒部学園については、家庭、地域、成人施設等への移行に伴う入所児童数の減少を踏まえ、入所定員の見直し、居住棟のリニューアルを行い、平成20年4月から居室の個室化、少人数のグループごとに処置を行うユニットケアの導入など、より質の高い療育を実施する。それにあわせ、指導第一課及び指導第二課を「指導課」に改組するとともに、同課に「育成班」及び「療育班」を置き、強度行動障害を有する過齢児にも対応できる指導体制とする。

また、砺波学園についても、入所児童への指導体制を充実するため、指導課に「育成班」及び「療育班」を置く。

④ 肝炎対策、児童虐待、DV被害者に対応するための増員

肝炎患者に対する医療費助成をはじめとして、平成20年4月から実施する肝炎対策に対応するため、健康課に保健師を1名増員する。

また、児童虐待相談体制の充実を図るため、富山児童相談所及び高岡児童相談所に児童福祉司を1名ずつ増員する。

さらに、DV被害者の相談・指導・一時保護に対応する体制の充実のため、女性相談センターに福祉指導員を1名増員する。

(4) 並行在来線対策班の設置

新幹線開業後の並行在来線の運営等のあり方の検討などのため、総合交通政策課に「並行在来線対策班」を設置する。このほか、企画係と地域交通係を再編し、「地域交通係」を置く。

(5) 開発許可審査・指導強化による住みよいまちづくり推進のための体制整備

市街化調整区域におけるユニットハウスの実態調査や是正指導業務の強化をはじめ、良好で安全な市街地の形成及び無秩序な市街化の防止を一体的に進めるため、建築住宅課の審査係及び景観・まちづくり係を再編し、「住みよいまちづくり班」及び「景観係」に改組する。

(6) 全国スポーツ・レクリエーション祭の開催に伴う体制整備

平成22年度に本県で開催予定の「第23回全国スポーツ・レクリエーション祭」の準備を進めるため、スポーツ・保健課に「全国スポーツ・レクリエーション祭準備班」を新たに設置する。

(7) 農林業施策の推進体制の見直し

① 農業普及指導センターと農地林務事務所の統合及び普及指導体制の見直し

ア 農業普及指導センターと農地林務事務所の統合

推進会議の第四次提言の内容を踏まえ、農林業施策のソフト・ハード両面の一体的・総合的な展開を図るため、農業普及指導センターと農地林務事務所を統合し、「農林振興センター」を設置するとともに、以下の事項を基本として組織、人員体制を見直す。

(ア) 技術次長の体制

それぞれ専門性の高いソフト部門とハード部門の事業を効果的に推進するため、技術次長をソフト担当、ハード担当の2名体制とする。

(イ) 総務部門の統合、ソフト・ハード両面にわたる施策の総合調整

総務部門の簡素化・効率化を図るため、農業普及指導センターの企画調整課総務班と農地林務事務所の総務課を統合し、総務課を設置するとともに、農林業施策のソフト・ハード両面にわたる総合的な施策の一元的、横断的調整を行うため、新たに「企画振興課」を設置する。

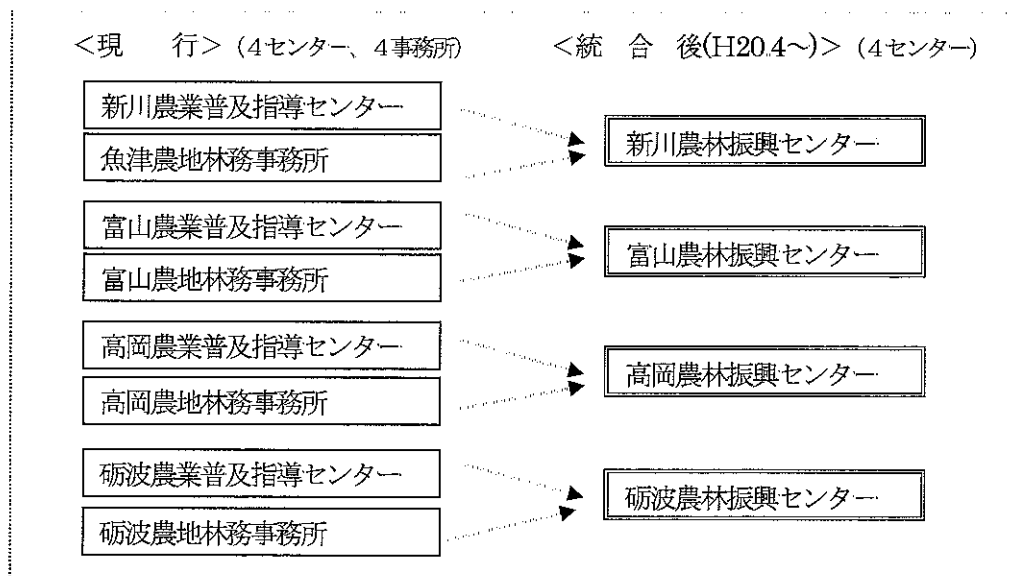
(ウ) ソフト部門の実施体制の再編

総合的な担い手育成、複合経営の支援を行うため、農業普及指導センター企画調整課企画班と園芸畜産課園芸班を統合し、新たに「担い手支援課」を設置するとともに、地域普及課を「農業普及課」に改称する。

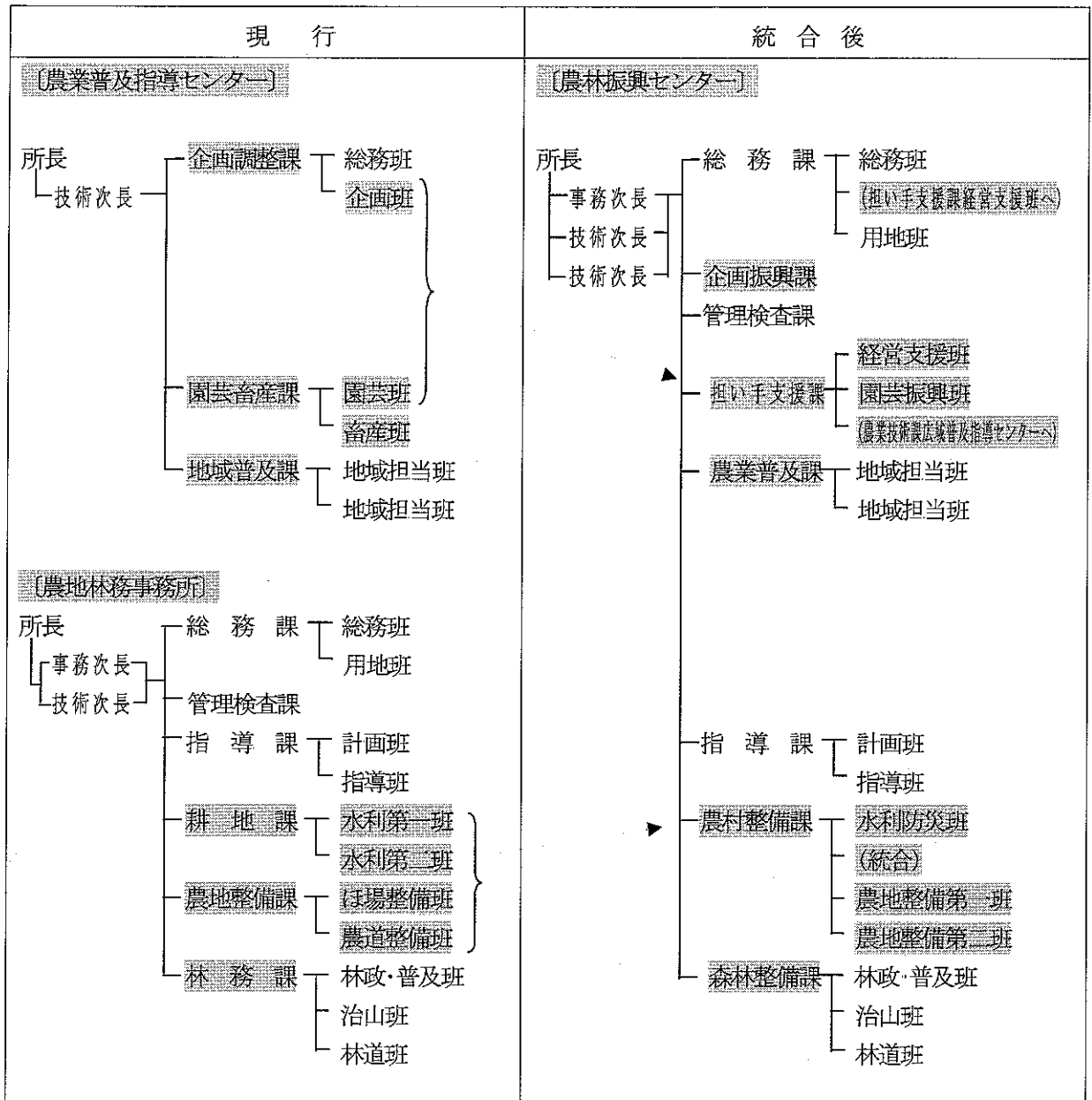
(エ) ハード部門の実施体制の再編

ほ場整備、農道、かんがい排水など農地整備を総合的に実施するため、農地林務事務所の耕地課と農地整備課を統合し、農村整備課を設置するとともに、林務課を「森林整備課」に改称する。

(農業普及指導センターと農地林務事務所の統合)



※ 農業普及指導センターと農地林務事務所の統合の基本パターン



イ 普及指導体制の見直し

現場重視の普及指導体制の確立を図るため、本庁の農業技術課普及指導班を改組し、「広域普及指導センター」を設置（農業技術課の分室とし、農林水産総合技術センター農業研究所隣接地に置く）し、主穀作・園芸の高度専門技術を指導するとともに、畜産担当普及員を集中化する。

これに伴い、農業技術課の技術開発係と普及指導班の関係業務を統合し、「研究・普及振興班」を設置する。

(8) 農林水産関係試験研究機関の統合

推進会議の第三次提言の内容を踏まえ、農林水産関係試験研究機関の管理部門及び企画・調整機能の一元化を図るため、食品研究所、農業技術センター、林業技術センター及び水産試験場を統合し、「農林水産総合技術センター」を設置する。

ア 本部機能の集約・強化

統合する全ての試験研究機関の組織管理や研究課題等のマネジメント機能を「企画管理部」に集約する（食品研究所企画情報課、林業技術センター企画管理部、水産試験場総務課を廃止）。

イ 各試験研究機関の再編

(ア) 農業研究所（再編）

- ・農業試験場を「農業研究所」に改称する。
- ・生物工学課を廃止し、バイオ技術関係業務を農業バイオセンターに移管する。
- ・作物課、機械営農課、土壌肥料課をそれぞれ、「育種課」、「栽培課」、「土壌・環境保全課」に改称する。
- ・病害虫防除所を病理昆虫課に統合し、検疫・予察業務と研究業務を一体的に推進する。

(イ) 園芸研究所（統合）

- ・野菜花き試験場と果樹試験場を統合し、園芸研究所とする。

(ウ) 畜産研究所（改称）

- ・畜産試験場を畜産研究所に改称する。

(エ) 食品研究所（再編）

- ・企画情報課を廃止する。

(オ) 森林研究所（再編）

- ・林業試験場を森林研究所に改称する。
- ・森林保全課を「森林環境課」に、中山間地域資源課を「森林資源課」に改称する。

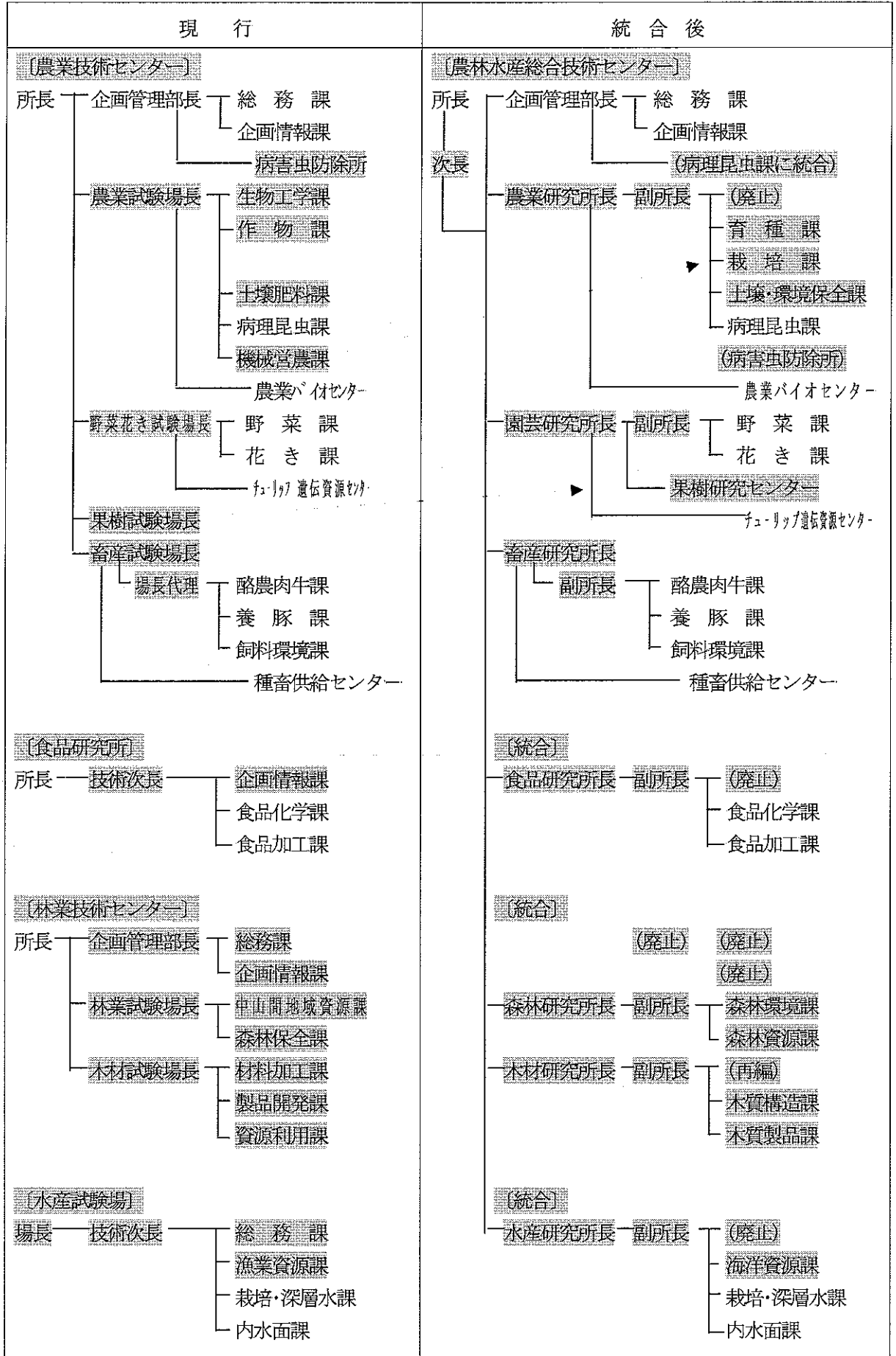
(カ) 木材研究所（再編）

- ・木材試験場を木材研究所に改称する。
- ・業界のニーズに対応し、構造研究と製品研究の観点から、現行の3課を「木質構造課」と「木質製品課」の2課に再編する。

(キ) 水産研究所（再編）

- ・水産試験場を水産研究所に改称する。
- ・総務課を廃止し、漁業資源課を「海洋資源課」に改称する。

※ 農林水産関係4試験研究機関の統合



② 厚生センターの見直し

推進会議の第四次提言の内容を踏まえ、厚生センターの本所、支所の業務の見直しにより機能の充実及び執行体制の効率化を図る。

ア 一般健康診断業務の廃止による業務の重点化・地域保健対策の充実

民間の医療機関での代替が可能な一般健康診断業務を廃止し、これにより医師等のマンパワーを厚生センターが本来担うべき地域保健対策の充実に振り向けるとともに、各本所の診療放射線技師を1名削減する(計4名削減)。

イ 支所長代理の見直し

人員体制を見直し、支所長代理を衛生予防課長事務取扱いとする。

(10) 試験研究機関の見直し

推進会議の最終提言については、次のとおり対応する。

① 国際伝統医学センター

平成19年度から実施している連携事業の成果も踏まえ、大学が開設する寄附研究部門へ研究業務を移管し、担当職員2名を削減する。

② 薬事研究所 薬用植物指導センター

本所と連携しながら薬用植物の栽培技術の確立等や、再任用制度の活用等による運営方法の効率化に努めるとともに、保有する研究成果やノウハウの積極的な活用促進に努める。

(11) その他の重要施策推進のための体制整備

経済社会情勢により変化する行政課題への的確に対応するため、人員を重点的に配置する。

課名	配置理由	増員人員
文書学術課	公益法人制度改革に伴う体制整備の増員	1名
環境政策課	エコライフスタイル県民運動を積極的に展開するため、職員を「とやま環境財団」へ派遣	1名
新幹線・駅周辺整備課	北陸新幹線の富山以西のルートにおける用地取得を促進するため、用地担当職員を土地開発公社へ派遣	4名

—組織の簡素化、業務の効率化のための見直し—

共通事務効率化の実施に係る体制の見直しなど組織の簡素化、業務の効率化のための見直しを行う。

(12) 共通事務効率化等に伴う出先機関の庶務担当者の削減

平成19年4月から本庁各課で実施している共通事務効率化については、平成20年4月から出先機関へも導入することにより、業務の円滑な移行状況を勘案しながら平成21年度までに各出先機関の庶務担当職員11名(H20年度9名)を削減する。共通事務効率化の円滑な移行のために本庁各課に暫定的に配置していた職員6名については平成20年4月に削減する。

なお、出先機関から移管される旅費・給与等の支払事務を処理するため、総務会計課に事務職員3名を配置する。

(13) 企業局の組織体制の見直し

電力自由化の進展に対応するため、小矢部川発電管理所を発電総合管理所小矢部川支所とするとともに、発電総合管理所上市川支所を廃止し、組織のスリム化と業務の効率化を図る。

(14) 審議会等の見直し

ア 審議会等のあり方を見直し、社会経済情勢の変化により必要性が低下したもの、所期の目的を達成したものなどについて、引き続き廃止または統合を行う。

条例設置の「富山県貿易振興審議会」及び「富山県こどもみらい館運営委員会」を平成20年3月末に廃止する。

平成20年2月現在 99審議会等* (2増6減)
 (平成19年2月 103審議会等) ※法令必置の審議会等を除く

イ 審議会等への女性の参画を促進する。

達成目標：平成27年度末における女性委員の割合が40%

平成20年2月1日現在 34.1%
 平成19年6月1日 33.6%
 (平成18年6月1日 32.4%)

ウ 県民の県政への参画をより一層促進するため、委員公募を実施する。

平成20年2月現在 30審議会等 (22.7%) で39名
 (平成19年2月 30審議会等 (22.1%) で39名)

3 組織機構の見直し結果 (知事部局)

(1) 行政組織の状況

今回、組織機構の見直しを行うことにより、平成20年度の知事部局 (本庁) の行政組織数は8室部局、1室内局、57室課34班165係となり、平成19年度に比べると、1室内局、1課、4班の増、4係の減となる。

平成19年度				平成20年度				
部局名	室課	班	係	部局名	局	室課	班	係
知事政策室	6	3	16	知事政策室	1	8	6	17
経営管理部	8	3	29	経営管理部		8	3	29
生活環境文化部	6	2	15	生活環境文化部		6	2	15
厚生部	8	5	23	厚生部		8	5	23
商工労働部	7	2	16	商工労働部		6	2	13
農林水産部	8	8	28	農林水産部		8	8	27
土木部	10	5	35	土木部		10	6	34
出納局	3	2	7	出納局		3	2	7
8部局	56	30	169	8部局	1 (+1)	57 (+1)	34 (+4)	165 (▲4)

(2) 組織機構の見直し等に伴う定数の増減

平成20年4月における一般行政部門の人員体制は全体で△148人の見込みであり、うち、組織機構の見直しに伴う人員体制は、知事部局において△36人となる。

		増員要素		減員要素	
組織機構の見直しに伴う人員配置	観光・地域振興局の設置	51	観光・地域振興局設置に伴う人員移管	△49	
	消防課及び防災・危機管理課の設置	32	消防・危機管理課の廃止	△28	
	総合交通政策課の増員	2	総合交通政策課交通安全業務の移管	△3	
	総合衛生学院の看護教員の増員	3	総合衛生学院第二看護学科廃止	△5	
	中央病院の医療体制の充実	13	厚生センター業務見直し	△4	
	農林振興センターの新設	434	農地林務事務所の廃止	△310	
	農業技術課広域普及指導センターの新設	14	農業普及指導センターの廃止	△152	
	農林水産総合技術センターの新設	190	農林水産各試験場の廃止	△200	
	建築住宅課住みよいまちづくり班の新設	2	土木事務所用地課等の廃止	△33	
	土木事務所から土木センターへの業務移管	19	共通事務の実施体制見直し	△12	
	小 計	760	小 計	△796	
※ 増員要素(760) + 減員要素(△796) = △36					

《注》 ①組織機構の見直し以外の人員体制について (知事部局・企業局・教委・各種委)

・新たな行政課題への対応のための増員 25人

・各種業務の見直し等による減員 △114人

合 計 △89人

②全体の人員体制について

組織機構の見直し△36人、新たな行政課題への対応及び各種業務の見直し等△89人を合せて、平成20年度では△125人となる。(うち中央病院+10、企業局△10、教委±0)

③一般行政部門においては、この他に欠員等が△23人見込まれることから、平成20年4月1日現在の一般行政部門の人員見込みについては△148人となる。

(p14「定員適正化計画の進捗状況」、p15「集中改革プランの進捗状況」参照)

II 人件費の抑制

1 基本的な考え方

県を取り巻く極めて厳しい行財政環境を踏まえ、平成17年2月に策定した定員適正化計画及び平成18年7月に策定した集中改革プランに基づき職員数の削減に努めるなど、引き続き、簡素で効率的な行政運営に徹することとする。

また、財源不足に対応するために、平成17年4月から3年間給料の臨時的な減額措置を実施してきたところであるが、改めて平成20年4月から3年間実施するとともに、地域手当についても、当分の間、本来の支給率3%を凍結する。

2 平成20年度の主な実施内容

<p><主なポイント></p> <p>1 一般行政部門については、平成20年4月までの4年間で444人（10.7%）の削減となり、定員適正化計画の削減目標を1年早く達成する見込み</p> <p>2 集中改革プランに基づき、5年間で全職員数の5.2%、861人を削減（平成20年4月までの3年間で563人（3.4%）を削減）</p> <p>3 給料は平成20年度から3年間減額（知事△15%、副知事等△10%、部長級△4%、次長級～課長級△3%、その他の職員△1%） 地域手当は当分の間、本来の支給率3%を凍結</p>	
--	--

(1) 集中改革プラン等に基づく職員数の適正化

一般行政部門については、定員適正化計画（目標＝平成16年度の職員数4,159人を基準として、平成21年度までの5年間に、10%、416人を削減）に基づき、職員数の削減に努めてきたところ、平成20年4月までの4年間で10.7%、444人を削減し、目標を1年早く達成する見込みとなった。

※ 定員適正化計画の進捗状況

（各年4月1日現在、単位：人）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年 (見込み)	平成21年	計 (見込み)	目標
一般行政部門 職員数	4,159	4,080	3,982	3,863	3,715			3,743
増減数		△79	△98	△119	△148		△444	△416
増減率	(基準)	△1.9%	△2.4%	△2.9%	△3.6%		△10.7%	△10.0%

注：上記の見込みについては、今後の採用者、退職者の動向や関係団体等への派遣状況、人事異動等によって変動するものである。

また、県全体としては、集中改革プラン（目標＝平成17年度の職員数16,701人を基準として、平成22年度までの5年間に、5.2%、861人を削減）に基づき、職員数の削減に努めているところであり、平成20年4月までの3年間で3.4%、563人の削減となる見込みである（進捗率＝65.4%）。

一般行政部門については、今後とも、引き続き事務事業の見直し、民間委託（移管）の推進などの取組みを積極的に進める。また、教育・警察など特別行政分野や公営企業等においては、法令等による職員配置基準、医療の充実など新たな行政ニーズにも留意しながら、一般行政部門における削減の考え方に準じ、削減目標の達成に向けて一層の職員数の適正化に努める。

※ 集中改革プラン（定員管理）の進捗状況

（各年4月1日現在、単位：人）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年 (見込み)	平成21年	平成22年	計 (見込み)	目標
一般行政部門	4,080	3,982	3,863	3,715				3,658
増減数	(基準)	△98	△119	△148			△365	△422
増減率		△2.4%	△2.9%	△3.6%			△8.9%	△10.3%
教育部門	9,396	9,344	9,263	9,157				8,991
増減数	(基準)	△52	△81	△106			△239	△405
増減率		△0.6%	△0.9%	△1.1%			△2.5%	△4.3%
警察部門	2,194	2,254	2,259	2,260				2,235
増減数	(基準)	60	5	1			66	41
増減率		2.7%	0.2%	0.0%			3.0%	1.9%
公営企業等	1,031	1,025	1,006	1,006				956
増減数	(基準)	△6	△19	0			△25	△75
増減率		△0.6%	△1.8%	0.0%			△2.4%	△7.3%
合計	16,701	16,605	16,391	16,138				15,840
増減数	(基準)	△96	△214	△253			△563	△861
増減率		△0.6%	△1.3%	△1.5%			△3.4%	△5.2%

注：警察部門の目標値については、平成17年4月1日現在で、警察官38名、その他3名、計41名の欠員があり、この欠員補充の影響を除けば、警察官+20名、その他△20名で、警察部門としては増減なしとなる。

なお、警察官の目標については、平成19年度に政令定数の増（10名）があったほか、今後も政令改正等により変動する可能性がある。

(2) 特別職の給与について一定期間の減額措置

① 給料

・期間：平成20年4月～平成23年3月

・削減率：知事 △15%（H17.4～H20.3、△10%）

副知事、公営企業管理者、教育長、常勤監査委員 △10%（H17.4～H20.3、△7%）

② 地域手当

・平成20年度以降当分の間、本来の支給率3%を凍結

(3) 一般職の給与について一定期間の減額措置

① 給料

・期間：平成20年4月～平成23年3月

・削減率：管理職（部長級） △4%（H17.4～H20.3、△5%）

管理職（部長級以外） △3%（H17.4～H20.3、△5%）

その他の職員 △1%（H17.4～H20.3、△3%）

② 地域手当

・平成20年度以降当分の間、本来の支給率3%を凍結

Ⅲ 公の施設の見直し

1 基本的な考え方

公の施設の見直しについては、推進会議の緊急提言、第一次提言、第三次提言及び最終提言の内容を踏まえ、平成18年度・19年度に引き続き施設の廃止、規模・機能等の見直しを実施する。

また、指定管理者制度を活用し、より一層のサービス向上と経費の節減を図る。

2 平成20年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 第一次提言で廃止を検討すべきとされた施設のうち、3施設*を平成20年3月末で廃止
※3施設：ITセンター情報工房、木材利用普及センター、国際交流センター
- 2 第三次提言で市町村への移管を検討すべきとされた桂湖野外活動施設については、平成20年4月に南砺市へ移管
- 3 同じく第三次提言で運営方法の改善を検討すべきとされた立山荘については、平成20年4月から、利用料金を見直すとともに指定管理者制度を導入
- 4 最終提言で廃止を検討すべきとされた薬業研修センターについては、平成20年3月末で公の施設としては廃止
- 5 指定管理者制度については、対象となりうる施設には基本的に導入済（H20.4現在58施設）。これにより県民サービスの向上と経費の削減を実現（約12億35百万円）

(1) 第一次提言への対応

推進会議の第一次提言については、次のとおり対応する。

① 廃止を検討すべき施設

- ・次の3施設については、平成20年3月末で廃止する。
ITセンター情報工房、木材利用普及センター、国際交流センター
- ・樺平ビジターセンターについては、環境省直轄によるインフォメーションセンター整備が進められることに伴い、平成20年8月末で廃止する。
- ・ゴルフ練習場については、投下資本回収以降に廃止する方向で検討を進め、具体的な廃止時期及び廃止方法については、企業局の遊休資産全体の活用方策の検討の中で決定する。
- ・県営高岡駐車場については、施設の耐用年限、投下資本の回収状況や地域開発事業全体の債務処理等を勘案し、廃止する方向で検討を行う。
- ・県営富山駐車場については、施設の耐用年限、富山駅周辺の駐車場の需給状況、地域開発事業全体の債務処理状況や平成27年頃開業予定の新幹線の高架化に伴う駐車場の整備状況等を勘案し、廃止する方向で検討を行う。

② 民間への移譲を検討すべき施設

県営富山中央駐車場については、投下資本の回収状況や地域開発事業全体の債務処理等を十分踏まえながら、民間等へ移譲する方向で検討を行う。

③ 規模・機能等を検討すべき施設

県営住宅については、老朽化している3団地（122戸）について、今後5年間で用途廃止するための検討を行う。

(2) 第三次提言への対応

推進会議の第三次提言については、次のとおり対応する。

① 市への移管を検討すべき施設

桂湖野外活動施設については、平成20年4月に南砺市に移管する。

② 運営方法の改善を検討すべき施設

立山荘については、平成20年4月から、利用料金を見直すとともに指定管理者制度を導入し、民間企業のノウハウの活用により、収支改善を図る。

(3) 最終提言への対応

推進会議の最終提言については、次のとおり対応する。

① 廃止を検討すべき施設

薬業研修センターについては、平成20年3月末に公の施設としては廃止することとし、薬業界が主体となって行う、改正薬事法に対応した資質向上のための研修体制の構築に必要な支援を行う。

(4) 指定管理者制度

① 指定管理者の選定状況

平成19年度末をもって指定期間が満了となる12施設と、平成20年度から新規に制度を導入する1施設（立山荘）について指定管理者の選定を行い、3施設において新たな指定管理者を選定した。

指定管理者制度については、対象となりうる施設には基本的に導入済みであり、平成20年4月1日現在で、制度導入施設は58施設となる。（平成19年4月1日現在61施設。木材利用普及センター、国際交流センター、桂湖野外活動施設、薬業研修センターの4施設の廃止・移管、立山荘の追加により3施設の減となる。）

指定管理者の内訳は、県の外郭団体が36施設、民間事業者等が11施設、公共的団体(体育協会等)が9施設、市が2施設となる。

また、指定管理者制度の導入による平成20年度の管理経費は、制度導入前の平成17年度予算額に比べ、12億3千5百万円（△12.8%）の削減となる。

（このうち、平成19年度に公募を実施した13施設の平成20年度の管理経費は、平成19年度管理経費と比べ更に109百万円（△4.8%）の削減となる。）

② 制度導入による県民サービスの向上

制度導入時に指定管理者から提案のあった県民サービスの向上については、引き続き実施するとともに、平成20年4月から新たに次のとおり実施する。

ア 休園日の縮減や開園時間の拡大

- ・五福公園において、春休み及び夏休み期間中の休園日数を半減
(春休み：2回→1回、夏休み：6回→3回)
- ・中央植物園において、お盆期間中(8/13～8/16)の開園時間を延長
(開園時間：午後5時→午後6時(1時間延長))

イ サービス内容の充実

- ・常願寺川公園において、シーズン中に売店を仮設営業
- ・立山自然保護センターにおいて、室堂平歴史散歩マップを発行

ウ 利用料金体系の見直し

- ・立山山麓家族旅行村のケビン利用料金を利用率に応じて2種類設定、パークゴルフ料金の値下げ(500円→300円)

エ 施設の新たな活用によるイベント等の開催

- ・県民公園新港の森において、自然観察会等を開催
- ・立山山麓家族旅行村の森の広場において、ディスクゴルフを新設
- ・岩瀬スポーツ公園において、スポーツイベント「いわせスポチャレ(仮称)」を開催
- ・砺波青少年自然の家において、和田川ダム湖でのカヌー体験をメニュー化

③ 指定管理者の管理業務の実施状況の検証

県では全ての指定管理者に、施設の管理業務に関する事業評価の実施を義務付けており、各指定管理者が利用者アンケートや自己評価、第三者による評価や利用者懇談会等を実施・開催することとなっている。

指定管理者から提出される事業報告書やこれらの評価結果の報告を踏まえ、適正な施設管理が実施され、住民サービスの向上が十分図られているか引き続き検証を行い、これらの結果を今後の業務改善に生かしていくこととする。

検証にあたっては、平成20年度に新たに設置する、行政改革のフォローアップ等を行う第三者機関の意見を踏まえたうえで、ホームページ等により公表することとする。

IV 外郭団体の見直し

1 基本的な考え方

外郭団体の見直しについては、推進会議の第一次提言及び第三次提言の内容を踏まえ、平成18年度・19年度に引き続き、団体の廃止や経営の改善策等を実施・検討する。

2 平成20年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 第三次提言で、事業の進捗状況等を踏まえ、順次、廃止を検討すべきとされた団体のうち、
 - ・ 富山県住宅供給公社については、平成21年3月末を目途に廃止
 - ・ 富山県土地開発公社については、当面、新幹線用地買収受託事業を促進するため、「新幹線用地調整課」を設置し、用地担当職員を増員（県派遣等）

(1) 第一次提言への対応

推進会議の第一次提言については、次のとおり対応する。

① 経営改善や事業の見直しを検討すべき団体

- ・ (財) 富山勤労総合福祉センター

とやま自遊館においてESCO事業^{*}を導入し、経費の削減を図る。

※ ESCO事業：省エネルギーを民間の企業活動として行い、顧客にエネルギーサービスを包括的に提供する事業

- ・ (社) 富山県農林水産公社（分収造林事業）

分収比率の変更や契約期間の延長を内容とした契約変更を円滑に進めるため、森林部内の課を再編し、管理課（仮称）を設置する。

(2) 第三次提言への対応

推進会議の第三次提言については、次のとおり対応する。

① 廃止を検討すべき団体

- ・ 富山県住宅供給公社

保有資産等の整理の見通しが立ったことから、平成21年3月末を目途に廃止することとし、関係機関等との調整を進める。

- ・ 富山県土地開発公社

先行取得した長期保有土地の処理を進め、新幹線用地買収受託事業の終了（平成22年頃）後に公社を廃止する方向で検討を進める。

また、当面、新幹線用地取得を促進するため、「新幹線用地調整課」を設置し、用地担当職員を4名増員（県派遣等）する。

V 事業の点検・見直し

1 基本的な考え方

厳しい財政環境の中で、多様化する県民ニーズに応えていくため、より少ない人員・経費で質の高い県民サービスが提供できるよう、従来の仕事の進め方を根本的に見直し、積極的に改善していく。

2 平成20年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 全ての事務事業について点検を行い、438件の事業を見直し、約14億5700万円の節減
- 2 業務改革の推進、ITの活用、県民の利便性の向上、民間委託の推進
- 3 企業広告などによる収入の確保

(1) 事務事業の見直し

全ての事務事業について政策評価や予算編成などを通して点検を行った結果、438件について見直しを行った。(主要事例はp40~41 別表第2参照)

これらによる節減予定額は、約14億5700万円となった。

内訳	事務事業の廃止・縮小等	371件
	民間活力の導入等(指定管理者制度導入含む)	20件
	業務の効率化	25件
	その他	22件

(これまでの実績)

区分	18年度	19年度	20年度
見直した件数(件)	961	669	438
節減した額(百万円)	4,984	2,750	1,457

(2) 業務改革の推進

推進会議の第三次提言の内容を踏まえ、次のとおり対応する。

① 共通事務の効率化の推進

平成19年4月から本庁各課で実施している共通事務効率化^{*}については、平成20年4月から、知事部局及び教育委員会の出先機関(学校等を除く)等へも導入する。

※ 共通事務効率化：サービス・給与・共済・旅費など各所属に共通する内部管理事務の専任組織(総務会計課)への集約

② 決裁権限の下部移譲の推進

県の各部局や出先機関が柔軟に判断したほうが効率的な業務については、出先機関の長の決裁権限の拡大や決裁権限の下部移譲により権限を適切に分散化し、判断のスピードアップを図っていく。

(3) ITの活用

① 電子申請の利用拡大

インターネットを利用して24時間365日各種申請や届け出等ができる、電子申請の利用拡大を図る。

※ 宅地建物取引業免許・主任者登録業務については、国土交通省及び各都道府県と共同(埼玉県を除く)で、電子申請を導入

- ・電子申請利用件数 19年度実績 911件 (H20.1末現在)
- ・電子申請可能な手続き数 817件 (H20.1末現在)

② インターネットを活用した県税申告の受付拡大及び公売の実施

インターネットを活用し、法人県民税及び法人事業税の申告の受付の拡大を図るとともに、県税の滞納で差し押さえた物件の公売を引き続き実施する。

- ・法人県民税及び法人事業税の申告の受付 19年度実績 2,115件 (H20.1末現在) (⑬同期 221件)
- ・県税の滞納で差し押さえた物件の公売 19年度実績 7件 (H20.3末見込) (⑬同期 5件)

③ 県のホームページ等の充実

- ・県のホームページを充実して、各種制度、イベント、統計データ、県からのお知らせ等の情報を発信し、引き続き県の施策に対する県民の理解を深める。

*県トップページへのアクセス件数

⑬ 159,319件/月 ⇒ ⑭ 168,053件/月 (H19.4~12 平均)

- ・平成20年度から、県政ニュースや県政番組等の動画を配信するウェブ・サイトを開設する。

④ 県議会ホームページの充実

県議会ホームページの内容を充実するとともに、トップ画面をわかりやすいデザインに変更するなど利用者の利便性の向上を図る。(H19.5~)

⑤ IT調達の全庁的審査の実施

IT調達の効率化、透明化などIT調達の改革を推進するため、情報システム調達指針等に基づき、情報システム調達委員会 (H18.9設置、委員長:情報企画監)において、IT調達の全庁的審査を実施する。

19年度審査実績 74件 (H20.1末現在)

(4) 県民の利便性の向上

① 県立中央病院における緩和ケア病棟の利便性の向上

県立中央病院の緩和ケア病棟は、県民ニーズが極めて高く、常時10名程度の患者

が入棟待ちの状況にあることから、現在の人間ドック用ベッド7床を緩和ケア病床に転用し、がん診療連携拠点病院として緩和ケア医療の充実を図る。

② 冬期道路情報の提供

大雪注意報・警報等の発表時に、希望者に対する「富山県冬期道路情報」のメール配信サービスを実施する。(H19.11～)

③ 木造住宅の耐震化の支援

木造住宅の耐震診断や耐震改修の支援対象要件から住宅面積要件を撤廃し、木造住宅の耐震化の支援を図る。(H19.10～)

④ 多重債務者からの相談に係る利便性の向上

消費生活センターの相談員が、弁護士会や司法書士会にその場で連絡し、相談者が出向く日を直接設定することにより、多重債務者が確実に法律専門家に相談できるようにする。(H19.11～)

(5) 民間委託の推進

推進会議の第三次提言の内容を踏まえ、次のとおり対応する。

① 民間委託の導入、拡大

ア 県立大学附属図書館司書業務への民間委託の導入

県立大学の効率的な運営を図るため、附属図書館の司書業務について、平成20年度から民間委託を導入する。

イ 文書配送業務の民間委託

本庁と第一種出先機関、市町村等との間の一般文書、財務・税務関係書類の配送業務について、平成20年度から全面的に民間委託する。

ウ 県税の滞納整理業務の民間委託の拡大

県税の徴収確保を図るため、自動車税、個人事業税、不動産取得税などの滞納者に対する電話催告業務の民間委託を拡大する。

〔⑱自動車税(40日間) → ⑳自動車税、個人事業税、不動産取得税など(80日間)〕

エ 守衛業務の民間委託の拡大

本庁守衛業務の委託業務の範囲を見直し、平成20年4月から守衛業務の民間委託を拡大する。

〔⑮～⑲ 夜間業務を全面的に民間委託→ ⑳～夜間業務に加え、土日・祝日・年末年始の昼間を全面的に民間委託〕

オ 製薬企業向け通知周知業務の民間委託

製薬企業の利便性の向上を図るため、国から発出された通知を、富山大学が設立した「NPO法人とやま医薬・健康情報ライブラリーネットワーク」が開設するホームページに年度別に掲載するとともに、製薬企業等にメール送信する事務を上記NPO法人に委託する。

② 民間委託事業の抽出と委託事業者の発掘

他県の実施事例や民間から募集した提案を参考に県の各種業務のなかから委託等可能業務を抽出し、それを対外的に公表することにより、意欲や能力のある事業者を発掘し、民間活力導入の一層の推進を図る。

(6) 収入の確保

① 企業広告の実施

県が所有する資産（刊行物、印刷物、ホームページ、施設等）を広告媒体として活用し、県の自主財源の確保やコスト意識の徹底など職員の意識改革を図るとともに、県と企業との協働の促進や県内経済、産業の活性化を図ることを目的とする企業広告を平成20年度も引き続き実施する。

当面は次の県資産について、広告掲載を実施し、これらの実施状況を踏まえて他の資産について、実施可能なものから広告媒体としての活用を進める。

ア 刊行物等

- ・ 県広報とやま
- ・ 自動車税納税通知書用封筒
- ・ 犬の飼い主啓発用リーフレット
- ・ 富山観光マップ

イ 公の施設

- ・ 県陸上競技場の観客席壁面
- ・ 公共施設等に設置する県産材ベンチ

ウ 県ホームページ

- ・ 県のホームページ（トップページ）へのバナー広告

(7) その他

① ESCO事業

指定管理者が導入されている県の施設及び県庁舎をはじめとする県の管理施設へのESCO事業の導入の是非について検討する。

VI 職員の能力・資質向上と意識改革

1 基本的な考え方

質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、目標による管理を取り入れた仕事の進め方を定着させるとともに、能力・業績に基づいた公正な処遇を実現することにより、職員の能力開発意欲を高め、業務遂行意欲を醸成する。

また、地方分権や地域間競争の進展、県民ニーズの多様化など、県を取り巻く状況の急速な変化に迅速かつ的確に対応するため、分権時代に対応できる、改革マインドに富んだ、地域力創造、地域経営の手法を身につけた人材を計画的、継続的に育成する。

2 平成20年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 業績評価制度の実施と評価結果に基づく処遇への適切な反映
- 2 民間トップによる講話や座談会の開催、県民奉仕の精神の涵養のための研修の実施など若手職員等の能力発揮や職務意欲の涵養のための環境づくり
- 3 県の重要政策の推進、全国的な政策課題との連携・対応や民間の知恵・活力を学ぶための国、民間企業等への職員派遣
- 4 分権時代に対応できる人材育成のための各種研修による職員の資質向上・意識改革

(1) 業績評価制度の実施

一定期間における職務の目標達成度や個人の貢献度等を基本とした「業績評価制度」(平成18年10月導入)を実施し、目標による管理手法を取り入れた効率的・効果的な仕事の進め方を定着させるとともに、職員の能力向上や意欲醸成を図る。

なお、評価結果については、職員の処遇に適切に反映させる。

(2) 若手職員等の能力発揮、職務意欲の涵養のための環境づくり

「元気とやまの創造」の原動力となる若手職員等が能力を発揮でき、意欲を持って職務に従事できるような環境づくりを進める。

このため、平成20年度においては、新たに次のような事業等を実施し、職員の元気をサポートする。

① 自主研究講座への助成の拡充

職員の自主的な研究グループが研修の一環として、県政課題等に関する調査研究講座を自ら企画、実施する「自主企画講座」に対する助成を拡充する。

○助成期間 1年 → 2年

○助成対象経費 1年目：自主研究活動、2年目：講師招聘、成果普及活動

【平成19年度実績】4グループの活動を助成

- 富山県交通政策研究グループ
- マネジメントツール研究会
- 北前船新総曲輪夢倶楽部
- 地域グループ研究会

② 民間トップによる講話や座談会の開催

企業のトップとして第一線で活躍する経営者の経営理念やチャレンジ精神を学ぶため、経営者を招聘し新任職員、新任所属長等の職員への講話や座談会などを開催する。

- 新任職員研修、新任所属長研修：経営者の講話等
- 3年目研修：経営者を交えた小グループでの討議
(3グループ 各グループ15人程度)

③ 県民奉仕の精神の涵養等のための研修の実施

県民奉仕の精神や困難に立ち向かう精神力を涵養するため、新任職員等を対象とした介護体験・消防訓練・徴税業務などの体験研修を実施する。

- 介護体験：老人ホーム等の福祉施設における介護体験
- 消防訓練：消防学校において様々な消防訓練を体験
- 徴税業務：総合県税事務所において、訪問や催告などの徴税業務等を体験

④ 若手職員への新たな表彰制度の検討

創意工夫を十分発揮し、あるいは、困難な課題に果敢にチャレンジし、顕著な成果をあげた若手職員に対する新たな表彰制度について検討する。

(3) 国、民間企業等への派遣

県では厳しい定員管理への社会的要請を踏まえ、現在、集中改革プランに取り組んでいることから、国の機関、海外等への職員派遣については、県の重要政策の推進の観点、全国的な政策課題との連携・対応の必要性等を十分考慮し、派遣先を厳選して行う。

また、民間企業等への派遣については、職員が民間の知恵・活力を学び先進技術等を体験することにより、職員の意識改革と県民奉仕の精神の涵養、さらには、行政の効率的な執行、実務能力の向上などが期待できることから積極的に実施する。

平成20年度においては、環日本海時代の本格的な到来を間近に控え、企業活動における国際的なマーケティングや物流戦略の状況等を実地に体験し調査研究するため、商社へ初めて1名を派遣する。

① 中央省庁等 → 行政需要を見極め、派遣先を厳選

年度	人数	内 容 (派遣先等)
H19	14名	総務省2、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省2、経済産業省、国土交通省2、環境省2、全国知事会、放送大学
H20	12名	上記のうち、国土交通省(物流関連)、経済産業省(中心市街地関連)は派遣休止

② 海外の機関等への派遣 → 国際交流の状況等を踏まえ、派遣先を厳選

年度	人数	内 容 (派遣先等)
H19	5名	中国(遼寧省、大連市、上海市)、韓国(ソウル)、ロシア(ウラジオストク)
H20	4名	上記のうちロシアへの派遣を休止

③ 民間企業等 → 商社へ初めて派遣

年度	内 容
H19	県立大学において研究ニーズの発掘などを目的とした教員の企業研修制度を創設 *全国の公立大学では初の試み *教員1名を民間企業へ1ヶ月間、研修派遣〔派遣先：田中精密工業(株)〕
H20	上記の県立大学教員の企業研修制度を継続するとともに、商社における企画・マーケティング、物流部門などの状況等の調査研究を目的として、商社へ派遣(1名)〔派遣先：三井物産(株)〕

*過去の派遣先：日本政策投資銀行、(株)電通、(株)ジェイティービー、三井住友海上火災(株)、東京海上火災(株)

(4) 職員の資質向上・意識改革

分権時代に対応できる、改革マインドに富んだ、地域力創造、地域経営の手法を身につけた人材の育成を進めるため、各階層を対象に、計画的に研修を開催することなどにより、職員の一層の資質向上と意識改革を図る。

職員が自主的に大学院修士・博士課程履修や認定看護師の養成研修など高度な知識技能の習得を目指す場合には、自己啓発休業制度・長期自主研修支援制度の活用により、その機会を確保する。

また、職員提案制度については、政策提言から身近な事務改善までの幅広い分野に関し、今後とも自由な提案を喚起し、より多くの提案が県政に反映できるよう、その運用方法の改善や職員へのインセンティブのあり方について検討する。

① 自治大学校への研修派遣 → 高度、先端的な内容のコースへの派遣

年度	内 容
H20	毎年、派遣を行っている通常の履修コース(半年コース 年2名)に加え、H20には、先端的な地域経営手法を短期間(3週間)で習得する「新時代・地域経営コース」へ派遣 *「新時代・地域経営コース」 ・ 公務員制度改革、公会計改革、住民自治とコミュニティ振興など地方分権時代を担う職員の養成を行う短期集中コース

② 自己啓発休業制度・長期自主研修支援制度

→ 自主的な高度知識技能習得の機会を確保

職員が自主的に大学院修士・博士課程履修や認定看護師の養成研修など高度な知識技能の習得を目指す場合に休業・休職制度を活用

【平成19年度実績】 3名研修中(これまで13名利用)

VII 県民参加と地方分権改革の推進

1 基本的な考え方

「元気とやま創造計画」を指針として総合的・計画的な行政運営を進めるとともに、各種計画の策定や県政全般について、様々な機会、方法により県民の意見を聴き、県政に反映させる。

また、県内市町村や全国知事会をはじめとする地方六団体等と連携しながら、真の地方分権改革の実現のための取組みを進める。

2 平成20年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 「元気とやま創造計画」を指針とする総合的、計画的な行政運営の推進
- 2 知事のタウンミーティング、ふれあい対話などを継続
- 3 地方分権改革の推進、市町村への権限移譲

(1) 「元気とやま創造計画」を指針とする総合的、計画的な行政運営の推進

県民の視点に立って成果を上げることを重視する「元気とやま創造計画」を指針として、毎年度の予算に基づき施策や事業を実施する。

推進にあたっては、行政運営におけるPDCAサイクルの定着を図り、「目標達成のためのマネジメントシステム」の確立を図るとともに、このPDCAサイクルの核として政策評価を位置づける。

政策評価においては、「元気とやま創造計画」の55の政策目標を基準として、その達成状況を中心に検証を行うとともに、評価結果の予算へのフィードバックにより目標の着実な達成を図る。

(2) 県民参画の継続

- ① 県民の意見を反映し、オープンでわかりやすい県政を進めるために、知事が県民の方々と直接対話する「タウンミーティング」を引き続き、県内各地で開催する。また、企業や施設、各種団体など現場で活躍している県民の方々を訪問して、直接対話するふれあい対話や中小企業との対話も引き続き実施する。

※19年度実績	タウンミーティング	6回開催	880人の県民が参加
(1月末現在)	中小企業との対話	4回開催	125人の経営者等が参加
	知事とのふれあい対話	5回開催	115人の県民が参加
	合計	15回開催	1,120人が参加

※知事就任以来	タウンミーティング	18回開催	3,650人の県民が参加
	中小企業との対話	17回開催	1,295人の経営者等が参加
	知事とのふれあい対話	22回開催	715人と対話
	子育てミーティング	6回開催	429人の県民が参加
	合計	63回開催	6,089人が参加

- ② 「元気とやま目安箱」に電子メール、郵便、ファックス等によっていただいた意見に回答するとともに、その概要や県政への反映状況をホームページ等で公表する。

※19年度実績 受付件数 1,097件 (H20.1末現在) [知事就任以来3,758件]

- ③ 県政の重点施策や県民の関心が高い課題について、各地域で職員による「出前県庁しごと談義」を開催する。(約128テーマを予定、19年度:128テーマ)

※19年度実績 35箇所で開催済み 約1,193人の県民が参加 (H20.1末現在)

- ④ 富山県県民意見募集手続き実施要綱(パブリックコメント)により、条例の制定・改廃、各種計画の策定などの際に、県民から意見を募集し、県政に反映する。

※19年度実績 「環水公園等賑わいづくり会議報告書」、「県立学校教育振興計画 基本計画」、「新富山県医療計画」など5件を実施 (H20.1末現在)

- ⑤ NPOと県が協働で実施する「とやま夢づくり協働事業」、「中山間地域保全パートナーシップ推進事業」、「うつ克服協働事業」を行うなど、公的分野におけるボランティアやNPOとの協働を推進する。

(上記のほか20年度に実施する協働事業例)・「くらしたい国、富山」創造ネットワーク事業
・DV対策協働推進事業
・県民による森づくり提案事業

※ 19年度実績(県とNPOとの協働事業) 42事業

(3) 地方分権改革の推進

① 地方一般財源の確保、充実

地方分権改革を進めるにあたっては、地方の自主性、自立性の確保・拡充はもとより、地方団体が果たす役割と責任に応じた地方税財源の確保・充実、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の確立による地域間の税源偏在の是正に取り組むことが極めて重要である。

このうち、地域間の税源偏在の是正については、国の平成20年度税制改正において、概ね本県や全国知事会地方税制小委員会の主張に沿って、地方消費税と法人二税の税源交換を含む将来の抜本的改革につながる方向性が示されたほか、本県をはじめとする地方の極めて厳しい財政状況に配慮し、抜本的改革が行われるまでの暫定措置として、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されたところである。

今後とも、こうした地方税財政制度の動向に加え、今春以降、順次勧告を行う予定の地方分権改革推進委員会における検討状況や勧告を踏まえた政府の取組み状況等も見極めながら、県内市町村や全国知事会などの地方六団体等と連携し、真の地方分権改革の実現のための取組みを進める。

② 市町村への権限移譲

市町村への権限移譲については、「住民に身近な行政は、市町村が担任する。」という考え方を基本として、住民の利便性の向上等に資する事務について、引き続き市町村に積極的に移譲を進めていく。

※ 20年度に移譲予定(1項目、3事務の権限を移譲)

- ・肝炎医療受給に係る交付申請書の受理、調査及び県への送付等の事務(経由事務)等(20年4月1日現在で971の事務を移譲予定)

VIII 今後の推進体制

1 基本的な考え方

県としては、今後とも、財政再建と元気とやまの創造の両方を実現していくため、推進会議の最終提言の趣旨も踏まえ、不断にかつ着実に行政改革に取り組んでいく。

そのため、行政改革の取組みについて県民（第三者）から意見を聴く場を設け、県民の目線に立って適切に取組みを進めるとともに、庁内体制についても、行政改革の推進と地方分権改革等新たな課題に対応するための体制を整備する。

2 平成20年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 行政改革の取組状況を厳正に点検し、フォローアップ等を行う第三者機関の設置
- 2 行政改革に不断に取り組むとともに、地方分権、官民連携など新たな行政経営課題に的確かつ速やかに対応するため、「行政システム改革班」を「行政改革・経営班」に改称

(1) 行政改革のフォローアップ等を行う第三者機関の設置

行政改革を適切に進めていくためには、その取組内容をわかりやすく県民に公表し、幅広く意見を聴くことが必要である。

そのため、県民の目線に立って、県の取組状況を厳正に点検し、フォローアップ等を行う第三者機関を平成20年度の早い時期に設置する。

当該組織における検討課題としては次のような事項が考えられるが、これらも踏まえつつ、具体的な規模や人選については、別途検討する。

<第三者機関における検討課題(例)>

- 推進会議で提言した事項の対応状況
 - ・ 公の施設 運用状況や必要性等を点検し、結果を公表
 - ・ 外郭団体 経営状況や必要性等を点検し、結果を公表
 - ・ 試験研究機関 共通の課題と機関別課題に対する取組みの継続
 - ・ 県単独補助金 見直しの視点の活用による取組みの継続
 - ・ 事務事業 業務改革・民間委託・権限移譲の状況、指定管理者の運用状況等の公表
 - ・ 大規模出先機関 効率的・効果的な執行体制となるよう不断の見直し
- 集中改革プランに基づく定員適正化の進捗状況
- 社会経済情勢の変化等によって生ずる課題への対応
 - ・ 地方分権改革にあわせた県行政の見直し
 - ・ PPP（官民連携）、公会計の整備（地方の資産・債務管理改革） など

(2) 庁内体制 — 地方分権の推進などに対応する「行政改革・経営班」への改称

引き続き、行財政改革推進本部のもと、不断に行政改革に取り組んでいく。

事務局の人事課行政システム改革班については人事課「行政改革・経営班」に改称し、上記のとおり、最終提言後における県の取組みのフォローアップのほか、地方分権の推進、官民連携など、新たな行政経営課題に的確かつ速やかに対応していく。